# 2024 年度政策研究大学院大学修士課程学生募集要項
# Young Leaders Program
# Maritime Safety and Security Policy Program

2024 年度政策研究大学院大学修士課程 Young Leaders Program 及び Maritime Safety and Security Policy Program の学生を次のとおり募集する。

なお、当該プログラムの授業はすべて英語で行われる。

アドミッションズ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー
https://www.grips.ac.jp/jp/education/3policies/

## 1. 募集プログラムの概要

各プログラムの概要については以下を参照すること。

・Young Leaders Program
https://www.grips.ac.jp/jp/education/inter_programs/leader/

・Maritime Safety and Security Policy Program
https://www.grips.ac.jp/jp/education/inter_programs/maritime/

## 2. 標準修業年限

1 年

## 3. 募集人員

若干名

## 4. 入学時期

2024 年 10 月

## 5. 出願資格

次の(1)~(5)の要件をすべて満たす者

(1) 教育関係（(ア)～(サ)のいずれかに該当する者）

（ア）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学を卒業した者及び 2024 年入学月前月までに卒業見込みの者＜日本国内で 4 年制大学を卒業＞

（イ）学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者及び 2024 年入学月前月までに授与される見込みの者

（ウ）外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2024 年入学月前月までに修了見込みの者

（エ）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2024 年入学月前月までに修了見込みの者

（オ）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2024 年入学月前月までに修了見込みの者

（カ）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文

部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 1 の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び 2024 年入学月前月までに授与される見込みの者

（キ）専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び 2024 年入学月前月までに修了見込みの者

（ク）文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）＜防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校等を卒業した者＞

（ケ）次のいずれかに該当し、所定の単位を優秀な成績で修得したと本学において認めた者（原則として、第 2 年次までに 80 単位以上を修得し、その 4/5 以上が最上位の評価又は 100 点満点評価における 80 点以上の評価であること。）（11．受験資格審査（後掲）参照）

1) 学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者
2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（コ）学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者（11．受験資格審査（後掲）参照）

（サ）本学において、個別の受験資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2024 年入学月前月までに 22 歳に達する者（11．受験資格審査（後掲）参照）

(2) 推薦状関係

専門的職業人又は研究者若しくは教育者となりうるかどうかについて、本人の能力を評価することができる者 2 名により作成された推薦状を提出することができる者。

(3) 英語関係

英語能力を有する者（TOEFL iBT 79 点以上又は IELTS Academic　6.0 以上の英語能力を有することが望ましい）

(4) 年齢

・Young Leaders Program

原則として、2024 年 10 月 1 日現在で満 40 歳未満の者。

・Maritime Safety and Security Policy Program

2024 年 10 月 1 日現在で満 45 歳未満の者。

(5) その他

・Young Leaders Program

行政機関等において、常勤職員として 3 年以上の実務経験のある者（望ましくは 5 年以上）。

・Maritime Safety and Security Policy Program

現在海上保安関係機関の初級幹部職員であり、実務経験を 3 年以上有する者。

## 6. 選抜方法

第 1 次審査及び第 2 次審査の 2 段階選抜を行う。

(1) 第 1 次審査：書類選考により行う。

(2) 第 2 次審査：第 1 次審査の合格者に対して面接を行う。

注）第 2 次審査の詳細は、第 1 次審査結果と共に通知する。

## 7. 試験日程等

入学試験日程等は次のとおりである。

合否結果はメールにて通知する。なお、電話等による合否結果の問い合わせには、一切応じない。

| | |
|---|---|
| 1. 出願受付期間 | 2024 年 5 月 2 日（木）～2024 年 5 月 10 日（金） |
| 2. 第 1 次審査結果通知 | 出願期限日から、原則として、2 か月以内に本人に通知する。 |
| 3. 第 2 次審査<br>（オンライン面接） | 第 1 次審査に合格した者にのみ実施する。第 2 次審査の詳細は、第 1 次審査結果と共に通知する。 |
| 4. 第 2 次審査結果通知 | 第 2 次審査日から、原則として、2 か月以内に本人に通知する。 |

## 8. 出願手続

出願手続については次のとおりとする。

(1) 提出書類等

| 書類等 | 摘要 |
|---|---|
| 1. Application for admission 注 1) | 本学所定の様式により英語で作成すること。<br>出願期限前 3 か月以内に撮影した写真を貼付すること。 |
| 2. 受験票・写真票 注 2) | 受験票は、本学所定の様式に必要事項を記入し、63 円切手を貼付すること。<br>写真票は、本学所定の様式に必要事項を記入し、出願期限前 3 か月以内に撮影した写真を貼付すること。 |
| 3. Letter of recommendation（2 通）注 1) | 本学所定の様式により、2 人の推薦者が日本語又は英語でそれぞれに作成し、署名・捺印の上、厳封したもの。 |
| 4. 成績証明書 | a) 学部卒業者は出身大学が作成したもの。<br>b) 大学院修了者は、a)に加え、出身大学院が作成したもの。<br>※在籍していたすべての大学（又は大学院）が作成し、厳封したものを提出すること。英語版に限る。コピー不可。<br>※在籍中の場合は、在籍大学（又は大学院）が作成した最新のものを提出すること。 |
| 5. 卒業・修了（見込）証明書 | a) 学部卒業者は出身大学が作成したもの。<br>b) 大学院修了者は、a)に加え、出身大学院が作成したもの。 |

| | |
|---|---|
| | ※在籍していたすべての大学（又は大学院）が作成し、厳封したものを提出すること。英語版に限る。コピー不可。<br>※卒業・修了見込者は、大学を卒業（又は大学院を修了）した時点で卒業（又は修了）証明書を提出すること。<br>※前記 5.出願資格(1)の（イ）による出願者は、学位授与（見込）証明書もしくは学士授与申請（予定）証明書を提出すること。 |
| 6. 英語能力を証明する書類 | TOEFL iBT の公式スコアレポート又は IELTS Academic の成績証明書。コピー不可。TOEFL PBT、revised TOEFL Paper-delivered Test 及び TOEFL ITP 不可。<br>※2024 年入学時期から遡って 2 年以内に受験したものに限る。<br>※海外（英語圏）の大学を卒業（又は大学院を修了）した者は提出を免除されることがあるので、予めアドミッションズオフィスに詳細を確認すること。 |
| 7. Statement of purpose 注 1) | 本学所定の様式により英語で作成すること。 |
| 8. 検定料：30,000 円 注 1) | 検定料振込金受付証明書（C 票）を提出すること。<br>所定の振込依頼書に志願者本人の住所・氏名・電話番号を黒のボールペンで正確に記入し、金融機関の窓口で手続きを行うこと。<br>検定料振込金受付証明書（C 票）を受付窓口から受け取る際には、必ず日付印を確認すること。<br>※振込手続は出願期限日の 14 時までに済ませること。<br>※検定料振込金受付証明書（C 票）は銀行振込明細書でも代用可（インターネットバンキング含む）。ただし、領収書が必要な場合は、所定の振込依頼書を使って金融機関の窓口で手続きを行い、振込金受取書（B 票）を受け取ること。 |

注 1)　本学所定の様式については、本学の HP（https://www.grips.ac.jp/jp/admissions/guidelines/）上からダウンロードしたものを利用し、可能な限りパソコン等により入力すること。

注 2)　2.について、郵便料金改定の場合は、改定後の料金の切手を貼付すること。

(2) 書類等提出方法

提出は郵送に限る。郵送は配達記録が残る方法（書留郵便、宅配便など）によるものとし、出願期限日までに必着とする。なお、封筒の表に「修士課程（〇〇Program）入学志願書在中」と朱書すること。

(3) 書類等提出先

〒106-8677　東京都港区六本木 7-22-1

政策研究大学院大学アドミッションズオフィス

(4) 問い合わせ先

入試に関する問い合わせはメールで行うこと。

E-mail：admissions@grips.ac.jp
土日祝日及び年末年始（2023 年 12 月 28 日～2024 年 1 月 3 日）は閉室のため、注意をすること。

## 9. 就学許可書

勤務先のある者は、入学手続の際に本学所定の様式により、所属長が大学の研究に専念することを認める就学許可書を提出しなければならない。

## 10. 授業料等

(1) 入学料：282,000 円

（ア）入学手続案内にて通知する入学手続期間内（入学月前月までの指定する期間）に納付すること。

（イ）納付された入学料は返還しない。

(2) 授業料：（年額）642,960 円　〔（半期分）321,480 円〕

（ア）2024 年度後期（10 月～翌年 3 月）授業料は 10 月末日まで、2024 年度前期（4 月～9 月）授業料は 4 月末日までに納付が必要となる。

（イ）入学料納付の際に授業料も併せて納付することができる。納付された授業料は、入学月の前月末日までに入学辞退の意思を表示した場合に限り、返還する。

（ウ）2024 年度後期授業料納付の際に 2024 年度前期授業料も併せて納付することができる。

注）入学時及び在学中に入学料及び授業料の改定が行われた場合は、改定時から新たな納付金額が適用される。

## 11. 受験資格審査

前記 5. 出願資格(1)の(ケ)、(コ)又は(サ)の要件を満たす者として出願しようとする者は、下記(3)の申請書類を取り揃え、次のとおり手続きを行うこと。

(1) 申請書類提出期間

2024 年 3 月 25 日（月）～2024 年 3 月 29 日（金）

(2) 申請方法

（ア）事前に、受験資格審査願の様式をアドミッションズオフィスに請求すること。

（イ）申請は郵送に限る。郵送は配達記録が残る方法（書留郵便、宅配便など）によるものとし、上記提出期限日までに必着とする。なお、封筒の表に「受験資格審査申請書類在中」と朱書すること。

(3) 申請書類

| 書類等 | 摘要 |
|---|---|
| 1. 受験資格審査願 | 本学所定の様式に必要事項を記入すること。 |
| 2. Application for admission | 前記「8. 出願手続 (1)提出書類等」を参照すること。 |
| 3. 成績証明書 | |
| 4. 卒業・修了（見込）証明書 | |

| | |
|---|---|
| 5. その他 | 論文、著作等、出願者の学力判定に資する資料があれば、併せて提出すること。 |

(4) 申請先

政策研究大学院大学アドミッションズオフィス（前記 8. (3)参照）

(5) 審査結果

本出願期限の前までに本人にメールで通知する。なお、審査の結果、受験資格を有すると判定された者の提出書類等は、以下のとおりとする。

| 書類等 | 摘要 |
|---|---|
| 1. 受験票・写真票 | 前記「8. 出願手続 (1)提出書類等」を参照すること。 |
| 2. Letter of recommendation（2 通） | |
| 3. 英語能力を証明する書類 | |
| 4. Statement of purpose | |
| 5. 検定料：30,000 円 | |

**12. 個人情報の取扱い**

出願の際に提出された書類等に記載された個人情報は、下記の業務において利用する。

(1) 入学者選抜業務及び入試関係統計資料作成業務
(2) 合格者に関する入学手続業務
(3) 入学者に関する学籍管理などの教務関係業務及び授業料徴収に関する業務

**13. 注意事項**

(1) 出願書類等に不備があるときは、受理しないことがある。
(2) 可能な限りパソコン等により書類を作成すること。パソコン等を使用しない場合は、ペン又はボールペンを用いて楷書で記入すること。
(3) 出願受付後は、記載事項の変更は認めない。
(4) 出願受付後は、提出書類の返却及び検定料の返還はしない。
(5) 提出書類の記載事項が事実と相違していることが判明した場合には、入学後であっても入学を取り消すことがある。
(6) 障害等がある者で、受験に際し特別の配慮を必要とする者は、出願の際に申し出ること。
(7) 出願手続等に不明な点がある場合には、アドミッションズオフィスに照会すること。
(8) 同年度に再受験をしようとする場合は、検定料を振り込む前にアドミッションズオフィスに照会すること。